

(別添)

変更箇所	変更内容
・ 別表1 台湾 輸出証明書の発行(法第15条第1項)	以下の修正 (旧) 貝類(別紙 TW-S1)(農)(厚) (新) 貝類(別紙 TW-S1)(農)
・ 別表1 ベトナム 輸出証明書の発行(法第15条第1項)	以下の修正 (旧) 水産食品(別紙 VN-S1)(厚) (新) 水産食品(別紙 VN-S1)(農)
・ 別表2 台湾 輸出証明書の発行(法第15条第2項)	以下の修正 (旧) 貝類(別紙 TW-S1)(厚)(農) (新) 貝類(別紙 TW-S1)(農)
・ 別表2 ベトナム 輸出証明書の発行(法第15条第2項)	以下の修正 (旧) 水産食品(別紙 VN-S1)(厚) (新) 水産食品(別紙 VN-S1)(農)
・ 別紙 TW-S1「台湾向け輸出貝類の取扱要綱」	・ 証明書発行機関(活貝類を輸出する場合を除く。)を都道府県等衛生部局又は地方厚生局から輸出支援課又は地方農政局等に変更し、登録手続の規定及び登録申請様式並びに登録変更申請様式を削除 ・ 衛生証明書(活貝類を輸出する場合を除く。)の発行申請先を輸出支援課又は取扱施設若しくは輸出者の事業所が所在する地域を所管する地方農政局等に変更し、証明書発行申請様式及び申請取消様式の宛先を輸出・国際局長又は地方農政局長等に変更 ・ 証明書発行の申請に係る添付書類として、郵送での受取を希望する場合は、切手を貼付し宛先を記入した返信用封筒を、申請者と輸出者が異なる場合は委任状を求める旨を追記 ・ 衛生証明書(活貝類を輸出する場合を除く。)の発行様式を修正 ・ その他所要の改正
・ 別紙 VN-S1「ベトナム向け輸出水	・ 証明書発行機関(活水産動物を除く水

<p>産食品の取扱要綱」</p>	<p>産食品を輸出する場合) を都道府県等衛生部局から輸出支援課又は地方農政局等に変更し、登録規定及び登録申請様式を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生証明書(活水産動物を除く水産食品を輸出する場合)の発行申請先を輸出支援課又は最終加工施設等若しくは輸出者の事業所が所在する地域を所管する地方農政局等に変更し、証明書発行申請様式及び申請取消様式の宛先を輸出・国際局長又は地方農政局長等に変更 ・衛生証明書(活水産動物を除く水産食品を輸出する場合)の発行申請に係る添付書類として、官能検査の実施結果及び食品衛生監視票等の写しを追加し、郵送での受取を希望する場合は、切手を貼付し宛先を記入した返信用封筒を、申請者と輸出者が異なる場合は委任状を求める旨を追記 ・証明書(活水産動物を除く水産食品を輸出する場合)の発行様式を修正 ・最終加工施設等の認定申請があった際に都道府県施設認定担当部局から都道府県等衛生部局へ情報提供を行う規定及び報告様式を削除 ・その他所要の改正
<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙様式 VN-S1-1「ベトナム向け輸出水産食品の羽田空港における衛生証明書の取扱いについて」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書発行機関及び発行申請先を関東農政局に変更 ・ 衛生証明書の発行対象を、関東農政局管内に事業所が所在する輸出者が取り扱うベトナム向け輸出水産食品又は関東農政局管内の最終加工施設若しくは最終保管施設で加工若しくは保管されたベトナム向け輸出水産食品に変更 ・ 衛生証明書の発行申請に係る添付書類として、官能検査の実施結果及び食品衛生監視票等の写しを追加し、申請

	<p>者と輸出者が異なる場合は委任状を求める旨を追記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式を削除し、別紙 VN-S1 の別紙様式を使用するように変更 ・その他所要の改正
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本一部改正の附則による経過措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生証明書の発行申請に係る添付書類として、令和5年6月30日までの間は、証明書の発行申請日から遡って1年以内に本改正前の要綱に基づいて発行された衛生証明書の写し等を食品衛生監視票の写し等に代用可能とする経過措置を追記